

受理官庁 PL	ポーランド共和国特許庁	附属書 C PL
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ポーランド	
国際出願の作成に用いることができる言語 ^{1, 2}	英語, フランス語, ドイツ語又はポーランド語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{3, 4, 5}	認める。受理官庁はe PCT出願又はEPOオンライン出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はヴィシエグラード特許機構	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁又はヴィシエグラード特許機構	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: ポーランド・ズローチ (PLN)	
送付手数料	PLN 300	
国際出願手数料 ⁶	1,330 スイス・フランに相当する PLN の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	15 スイス・フランに相当する PLN の額	
減額 (手数料表第4項に基づく)		
電子出願 (文字コード形式による願書)	200 スイス・フランに相当する PLN の額	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300 スイス・フランに相当する PLN の額	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が行われた言語が公開の言語ではなく, 国際調査のために翻訳文が要求されていない場合 (PCT規則12.3(a)), 出願人は英語による翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.4(a))。
- 3 国際出願が実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い, その範囲内で電子形式によって行われている場合には, 国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 4 国際出願に, 明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には, 実施細則附属書Cに従い, すなわち, WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし, この配列リストを画像ファイル形式 (PDFなど) で提出した場合には, 各頁につき手数料を支払う (2009年5月14日付公示 (PCT公報) 79頁参照)。
- 5 関連する受理官庁の通告については, 2015年11月5日付公示 (PCT公報) 178頁以降, 及び2018年9月13日付公示 (PTC公報) 290頁を参照。
- 6 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

PL	ポーランド共和国特許庁 (続き)	PL
受理官庁に支払うべき手数料 (続き)	通貨：ポーランド・ズロチ (PLN)	
調査手数料	EUR で欧州特許庁に支払う調査手数料に相当する PLN の額 附属書D (EP) 又は (XV) 参照	
優先権書類の手数料	特許及び実用新案について PLN 60 (20枚まで) 又は PLN 125 (20枚を超える場合)	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	PLN 80	
受理官庁は代理人を要求するか?	要, 出願人がポーランド国内, 又は他の欧州連合若しくは欧州 自由貿易連合加盟国に, 居所又は業務上の本拠地のいずれも有 していない場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士 ⁷	

⁷ リストは受理官庁の次のウェブサイトから入手することができる。

<https://grab.uprp.pl/RzeczniczyPatentowi/Strony%20witryny/Wyszukiwanie%20rzecznika%20patentowego.aspx>